

## 熊本都市計画地区計画の決定(西合志町決定)

都市計画除ノ上地区地区計画を次のように決定する。

名 称	除ノ上地区地区計画
位 置	西合志町大字御代志字除ノ上 1648番地5
面 積	約5, 300m <sup>2</sup>
区 域 の 整 備	地区 計 画 の 目 標 本地区は、町の中央に位置し、役場や図書館等の公共施設に隣接した地域で、既存の集落にも囲まれた地区でもあることから、地域における居住ニーズの高まりや地域の活性化の必要性に適切に対応した、良好な住宅市街地の形成を目標とする。
開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土地 利 用 の 方 針 良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地区内には、公園を適宜配置する。  地区 施 設 の 整 備 方 針 地区施設として、町道との接続道路については、幅員6mとし、区域内の街区道路についても、幅員6mとする。整備区域の南側に街区公園、北側に調整池を設置する。  建 築 物 等 の 整 備 方 針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模	道路	道 路	道路延長 約140m 接続道路 幅員6m 街区道路 幅員6m
	公園・緑地	公 園	約270m <sup>2</sup> の公園を地区内の南側に設ける
地区整備計画に関する事項	建築物等に關する事項	区分の名称	一 般 住 宅 ( 建 売 住 宅 )
		区分の面積	約3,700m <sup>2</sup> 計画面積中住宅地の面積
	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に順ずる
	建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	8／10	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4／10	
	建築物の敷地面積の最低限度	230m <sup>2</sup>	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
	建築物の高さの最高限度	10m以下	
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは扉の面から、境界までの距離を1m以上とする	
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備 考		区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり	